

中古車売却でのトラブルに気をつけましょう！



(相談事例1)

事業者が自宅査定に訪れ「今日引き渡せば30万円で買い取る」と居座り強引に契約して車を持っていった。

(相談事例2)

店舗査定後、契約したその日にキャンセルを申し出たが、「契約書に記載の売却価格20%に当たる約30万円のキャンセル料を請求する」と言われ、キャンセル料の明細を求めると「契約当日に申し出ても契約書に記載通りのキャンセル料は発生する。販売する時の利益の損失を根拠に計算している」と主張し、明細を示さない。

(相談事例3)

店舗査定の時に、車の修復歴をすべて申告し、事業者の提示額に納得して契約したが、後日、事業者から「車がオークションで事故車扱いとなったので、契約金額から約40万円減額して欲しい」との連絡があった。

<アドバイス>

1、車の売却は、クーリングオフの対象外です！！



2、複数の事業者から査定額の見積もりを取り、比較検討することが大切です。

(査定場で事業者から契約を急かされても、「今回は査定だけで売らない」「他の店と査定額を比べる」と、その場で契約せずにきっぱり断りましょう)

3、売却契約をする前に、特にキャンセルに関する規約をしっかり確認しましょう。

(契約を締結すると原則として契約書の内容に従うようになります)



4、契約書にキャンセル料金が書かれていても、キャンセルまでの期間が短い場合や非常に高いキャンセル料の場合は専門家に相談してみましょう。

(事業者に生ずべき平均的な損害額を超える部分は、消費者契約法第9条第1号によって無効になる可能性があります)

5、査定時に、事業者に車の修復歴や事故歴を告げて契約したにも関わらず、これらを理由に契約後に減額や解約を求められた場合は応じる必要はありません。

1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター(相談窓口)もしくは消費者ホットライン188へ電話！！